

山 梨 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

と き：令和3年10月14日
ところ：山梨労働局大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 改正審議
 - (2) その他
- 3 閉 会

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会

令和3年10月14日

第3回 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（10/14）

審 議 資 料 目 次

1	電気機械器具等製造業最低賃金改正状況（令和3年度）
---	---------------------------

電気機械器具等製造業最低賃金改正状況(令和3年度)

(部会結審で本審結審前を含む)

		地域別最低賃金(R03)				電気機械器具製造業最低賃金(R03)									
ランク	都道府県	時間額 (円)	格差 (東京 =100)	引上額 (円) B	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格 差 (大阪 =100)	引上額 (円) A	引上率 (%)	部会 結審日	地賃の 引上額 との差 A-B	目安と の差	01-02 の引上 げ額	02-03の 引上げ 額との差
A	東京	1041	100.0	28	2.76	-	-								
A	神奈川	1040	99.9	28	2.77	-	-								
A	大阪	992	95.3	28	2.90	966	994	100.0	+28	2.9	R3/09/16	±0	±0	+1	+27
A	愛知	955	91.7	28	3.02	-	-								
A	埼玉	956	91.8	28	3.02	954	981	98.7	+27	2.8	R3/09/17	-1	-1	+3	+24
A	千葉	953	91.5	28	3.03	954	981	98.7	+27	2.8	R3/10/06	-1	-1	+3	+24
B	京都	937	90.0	28	3.08	936	-							*	
B	兵庫	928	89.1	28	3.11	902	930	93.6	+28	3.1	R3/09/17	±0	±0	+2	+26
B	静岡	913	87.7	28	3.16	920	939	94.5	+19	2.1	R3/10/13	-9	-9	+1	+18
B	滋賀	896	86.1	28	3.23	917	-							*	
B	茨城	879	84.4	28	3.29	904	-							*	
B	栃木	882	84.7	28	3.28	913	-							*	
B	広島	899	86.4	28	3.21	897	-							*	
B	長野	877	84.2	28	3.30	894	-							*	
B	富山	877	84.2	28	3.30	851	-							*	
B	三重	902	86.6	28	3.20	906	-							*	
B	山梨	866	83.2	28	3.34	914	-							*	
C	群馬	865	83.1	28	3.35	910	-							*	
C	岡山	862	82.8	28	3.36	878	-							*	
C	石川	861	82.7	28	3.36	870	-							*	
C	香川	848	81.5	28	3.41	886	-							*	
C	奈良	866	83.2	28	3.34	883	-							*	
C	宮城	853	81.9	28	3.39	864	890	89.5	+26	3.0	R3/10/12	-2	-2	+2	+24
C	福岡	870	83.6	28	3.33	927	947	95.3	+20	2.2	R3/10/06	-8	-8	+1	+19
C	山口	857	82.3	28	3.38	893	921	92.7	+28	3.1	R3/10/13	±0	±0	+1	+27
C	岐阜	880	84.5	28	3.29	887	-							*	
C	福井	858	82.4	28	3.37	857	-							*	
C	和歌山	859	82.5	28	3.37	-	-								
C	北海道	889	85.4	28	3.25	895	924	93.0	+29	3.2	R3/10/04	+1	+1	+1	+28
C	新潟	859	82.5	28	3.37	910	-							*	
C	徳島	824	79.2	28	3.52	888	-							*	
D	福島	828	79.5	28	3.50	834	-							*	
D	大分	822	79.0	30	3.79	835	-							*	
D	山形	822	79.0	29	3.66	846	-							*	
D	愛媛	821	78.9	28	3.53	895	-							*	
D	島根	824	79.2	32	4.04	825	-							*	
D	鳥取	821	78.9	29	3.66	809	-							*	
D	熊本	821	78.9	28	3.53	836	-							*	
D	長崎	821	78.9	28	3.53	837	-							*	
D	高知	820	78.8	28	3.54	793	-							*	
D	岩手	821	78.9	28	3.53	820	-							*	
D	鹿児島	821	78.9	28	3.53	815	-							*	
D	佐賀	821	78.9	29	3.66	839	-							*	
D	青森	822	79.0	29	3.66	833	859	86.4	+26	3.1	R3/09/29	-3	-2	+4	+22
D	秋田	822	79.0	30	3.79	836	-							*	
D	宮崎	821	78.9	28	3.53	803	-							*	
D	沖縄	820	78.8	28	3.54	-	-								

電気関係特定最賃検討資料（令和3年度）

	令和元年	令和2年	令和3年	引上げ換算額
電機連合企業内最低賃金（月額）	163,000	164,000	164,500	
上昇率（対令和元年度）	0.000%	0.613%	0.920%	¥8.41
電機連合企業内最低賃金（時間換算額）	1,054	1,062	1,054	
上昇率（対令和元年度）	0.000%	0.759%	0.000%	¥0.00

	令和元年	令和2年	令和3年	引上げ換算額
賃金構造基本統計調査（時間換算額）全国	2,032	2,035	2,044	
上昇率（対令和元年度）	0.000%	0.148%	0.591%	¥5.40
賃金構造基本統計調査（時間換算額）山梨県	2,105	1,771	1,846	
上昇率（対令和元年度）	0.000%	-15.867%	-12.304%	¥-112.46

	令和元年	令和2年	令和3年	引上げ換算額
高卒初任給（全産業）	169,042	168,161	169,735	
上昇率（対令和元年度）	0.000%	-0.521%	0.410%	¥3.75
高卒初任給（製造・加工業）	165,352	165,488	167,963	
上昇率（対令和元年度）	0.000%	0.082%	1.579%	¥14.43

	令和元年	令和2年	令和3年	引上げ換算額
消費者物価指数（甲府市7月）	100.3	100.0	98.8	
上昇率（対令和元年度）	0.000%	-0.299%	-1.496%	¥-13.67

令和3年度 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正審議 公益委員案

令和3年10月14日

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記

1時間 934 円

(引上げ額 20 円、 引上げ率 2.19 %)

別紙（案）

令和3年10月14日

山梨地方最低賃金審議会

会長 反田 一富 殿

山梨地方最低賃金審議会

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械

器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 鷹野 正則

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

石垣 千秋

伊藤 一帆

鷹野 正則

労働者代表委員

数 野 博

小 林 賢

三輪 茂樹

使用者代表委員

一之瀬 滋輝

上野 政巳

菊地 明久

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 934 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正決定審議経過概要

区分	回	開催年月日	調 査 審 議 事 項
専 門 部 会	1	3 年 9 月 29 日	1 部会長及び部会長代理の選出 2 審議日程について 3 特定最低賃金の状況等について 4 基本的見解の発表
	2	3 年 10 月 7 日	1 改正（金額）審議
	3	3 年 10 月 14 日	1 改正（金額）審議 2 結審（全会一致） 3 専門部会報告（案）の審議及び同報告の決定 4 答申
本 審	4	3 年 8 月 23 日	○ 改正決定に係る諮問受理

別紙（案）

令和3年10月14日

山 梨 労 働 局 長
生 方 勝 殿

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け山梨労発基0823第2号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 934 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり